

令和5年度定期監査の結果に関する報告

1 監査実施期間

令和5年6月29日から令和5年8月8日まで

2 監査の実施年月日、実施対象部署及び対象年度

実施年月日	実施対象部署	対象年度
令和5年 6月 29・30日	建設部 道路維持課	R3・R4
8月 7・8日 〃	農林部 りんご課 農村整備課	R3・R4 〃
以上 3部署		

3 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、弘前市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、財務に関する事務及び行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、経済性、効率性及び有効性を確保し、その組織及び運営の合理化に努めているかに特に意を用いた。また、次のそれぞれに掲げる項目に主眼を置き、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度並びに予防措置状況を勘案した上で実施した。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 予算執行及び経理事務 | 予算の執行の状況、経理事務の適否など |
| (2) 収入及び支出に関する事務 | 調定事務の状況、計数の正確性、効率性など |
| (3) 契約に関する事務 | 契約の手続、方法及び内容の適否など |
| (4) 補助金等交付事務 | 交付の目的、金額、時期及び精算の状況など |
| (5) 公有財産等管理業務 | 土地、建物及び物品などの管理の状況など |
| (6) 工事に関する業務 | 工事の設計、施工監理、竣工の状況など |
| (7) その他行政事務 | 行政効果、事務執行の状況など |

4 監査の結果

(1) 予算執行及び経理事務

予算の執行及び経理に関する事務については、適正に行われていた。

(2) 収入及び支出に関する事務

調定及び収納並びに資金前渡及び概算払などに関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(3) 契約に関する事務

小額工事等の請負、業務委託、賃貸借などの契約に関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(4) 補助金等交付事務

負担金、補助金及び交付金などの交付事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(5) 公有財産等管理業務

土地、建物及び施設物などの公有財産及び物品などの維持管理については、一部において改善を要する事項がみられた。

(6) 工事に関する業務

工事の設計、執行手続、施工監理、竣工状況などについては、適正に行われていた。

(7) その他行政事務

行政効果、事務執行の状況などについては、適正に行われていた。

監査の結果は以上のとおりであるが、改善を要する事項は実施部署及び項目別にみると、次のとおりである。

なお、事務処理上の誤謬及び注意事項等については、監査時においてその都度指導又は注意しているので、本報告には記述を省略した。

建設部

○収入及び支出に関する事務

- ・令和3年度弘前市町会等除雪報償金について、1町会において作業写真台帳に不備があり適正に審査していなかった。（道路維持課）
- ・令和4年度の前渡金受払簿について、適正に記載していなかった。（道路維持課）

○補助金等交付事務

- ・融雪装置設置資金貸付制度による利子補給補助金の交付決定について、弘前市事務専決代決規程第3条に基づく部長決裁を受けていなかった。（道路維持課）
- ・令和3年度弘前市地域除排雪活動支援事業について、事業完了報告書に添付しなければならない作業・現場写真が添付されていなかった。（道路維持課）
- ・令和4年度弘前市消融雪施設管理運営費補助金の変更交付決定について、弘前市事務専決代決規程第3条に基づく副市長決裁を受けていなかった。（道路維持課）
- ・令和4年度弘前市流雪溝利用管理組合連絡協議会運営費補助金について、事務処理の失念により交付決定を速やかに行っていなかった。（道路維持課）

○公有財産等管理業務

- ・郵便切手について、受払簿による管理が適正でなかった。（道路維持課）

農林部

○契約に関する事務

- ・令和3年度弘前市りんご公園ピクニック広場複合遊具修繕工事及び令和3年度弘前市りんご公園ステージ付き複合遊具等修繕工事について、完成通知を受けた日から14日以内に検査を行っていなかった。（りんご課）